

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 28 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25516018

研究課題名(和文)大災害時における自治体と自衛隊の連携体制の確立に関する研究

研究課題名(英文) Research on the Establishment of Collaborative System between Local Governments and the Self-Defense Forces under Catastrophic Disasters

研究代表者

牛山 久仁彦 (USHIYAMA, KUNIHICO)

明治大学・政治経済学部・教授

研究者番号：30308704

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円

研究成果の概要(和文)：大規模災害が頻発する日本において、自治体とそれを支援する自衛隊の連携がどのように行われるのかは、極めて重要な課題である。とくに、東日本大震災では、自衛隊の迅速かつ適切な災害派遣や自治体との緊密な連携・協力のあり方が問われることとなった。本研究では、自衛隊の災害派遣をめぐる法制度や諸外国の現状との比較検討を行うと共に、今後も予想される大規模災害に際し、どのような備えが必要なのかを研究したものである。

研究成果の概要(英文)：Since Japan is a disaster prone country, it is a significant issue that how municipalities and the SDF, which assists the municipalities' activities under disaster situations, establish the collaboration in efficient and effective manner to respond to the situations. Particularly, at the time of the Great East Japan Earthquake, there were controversies on how rapidly and adequately the SDF could have dispatched its disaster relief teams and built the collaboration with local governments.

The research conducted the study on the legal framework of the SDF for its disaster relief operation and made the comparison among the present state of respective countries to point out required institutional developments to prepare for the future catastrophic events.

研究分野：政治学

キーワード：自治体 自衛隊 激甚災害 東日本大震災 危機管理

1. 研究開始当初の背景

自然災害が頻発する日本の地域社会において、自治体行政が果たす役割は極めて大きい。毎年訪れる台風などの風水害は、日本のあらゆる地域に災禍をもたらしてきたし、うち続く

阪神淡路大震災や中越地震、東日本大震災などの激甚災害は地域社会に深刻な被害をもたらしてきた。とくに、東日本大震災では、多くの自治体庁舎が被災し、職員にも多くの犠牲者が出た。災害に際し、住民救援を担うべき自治体行政が壊滅的な被害を受け、緊急派遣された自衛隊の役割は極めて大きかったといえる。東日本大震災後も自然災害はつづき、火山噴火などによる被害も甚大であった。2014年の御嶽山噴火では多くの人命が失われたが、この救援や捜索にあっても大型ヘリコプターや装甲車が投入され、大きな役割を果たしたことは記憶に新しい。2015年には、関東・東北地方の豪雨災害で、家屋などに大きな被害が生じたこの際にも自衛隊のヘリコプターや陸自隊員が投入され、住民救援に大きな役割を果たした。

このように、激甚災害が生じた際に問われたのが、自治体行政の対応とそれに対する自衛隊の支援である。災害の現場はいつの場合であっても自治体であり、地域住民の命が救われるかどうか、まずは、災害の現場に存在する自治体行政の対応いかににかかっているといえよう。しかし、自治体行政が災害時に直面する課題は多く、災害の被害状況や時間的な経過に伴うさまざまな問題に単独で対応することは困難で、中央政府の支援も不可欠である。

先にも述べたように、東日本大震災では、いち早く被災地を支援した自衛隊の活躍が目を引いたが、自治体と自衛隊の連携については、阪神淡路大震災以来のさまざまな課題があり、その後の中越地震などを経て、さまざまな改善策が講じられてきた。東日本大震災において、こうした改善策がどのように功を奏し、また課題を残してきたのかを検証し、大災害時における自治体と自衛隊の連携体制を明らかにすることが求められていたのである。実際に、研究を進めてくる中で、自治体と自衛隊の連携についての法や制度、さらにはそれらの運用にあたっての具体的な課題についての研究はほとんど存在しないことが明らかとなり、東日本大震災以降の予想される激甚災害の勃発に備えた本研究の意義が再確認された。

また、この時期、台湾、ニュージーランド、中国などでも大規模な地震災害が発生しており、これらの国々における軍と自治体の連携体制についても比較検討することも重要な課題であった。

本研究は、こうした背景をふまえ、自治体と自衛隊が大災害時において、どのような制度の下で、具体的にはどのように連携していくことが求められるのかを検証し、具体的な

政策提言を行うこととしたものである。

2. 研究の目的

本研究は、大災害発生時に、自治体と自衛隊がより有機的に連携するために求められる法制度や自治体行政システムのあり方を明らかにすることを目的として進められてきた。1でも述べたような背景をふまえ、東日本大震災において、自治体と自衛隊が連携するうえでの障害・課題を実証的に検証する(課題の抽出)、諸外国における災害派遣実例との法的・制度的比較による日本への応用可能性を検討する(国際比較と日本への応用)、そして、災害対応における自衛隊の役割や、自治体・消防・医療機関等との連携体制のあり方に対する論点と改善策を提示する(現行法・制度の論点と改善策の提示)といった点を、具体的な研究の目的としてきた。こうした研究を通じて、従来の行政学・危機管理論の空白地帯であった自治体と自衛隊の連携体制のあり方を理論的に位置づけるとともに、将来の大災害に向けた政策提言を行うことをめざして、研究を進めてきたのである。つまり、本研究は、大災害時におけるさまざまな行政機関の相互関係のうち、自治体と自衛隊の連携体制に焦点を当て、両者がより機動的・有機的に連携していくために求められる法制度や自治体行政システムのあり方を明らかにすることを目的としてきたといえよう。

具体的には、以下の3点が本研究の柱である。すなわち、第一に、東日本大震災において、自治体と自衛隊が連携を図るうえで、いかなる障害・課題があったのかを実証的に検証すること(課題の抽出)、第二に、諸外国における軍隊の災害派遣実例との法的・制度的比較を行い、日本への応用可能性を検討すること(国際比較と日本への応用)、第三に、被災地の応急・復旧・復興過程において自衛隊がいかなる役割を有し、自治体といかに有機的な連携を図るべきか、現行法・制度の論点と改善策を示すこと(現行法・制度の論点と改善策の提示)である。これら3点から研究を進めることで、今後も発生が危惧される大災害時における行政システムの体系的理解と理論の豊富化に寄与するを研究の目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、研究目的を達成するために、大きく3つのアプローチをとってきた。

「サーベイ調査」アプローチでは、25年度に、東日本大震災の被災自治体及び自衛隊関係者に対するヒアリング調査を行うとともに、27年度には、被災自治体を対象としたアンケート調査を実施し、自治体と自衛隊の連携について、災害時に自衛隊の派遣と自治体連携にどのような問題点が生じたのかといった点について「課題の抽出」を試みた。また、「国際比較」アプローチでは、25年度に、

諸外国における災害派遣制度を整理し、26年度には、近年に大災害を経験し、軍の派遣が行われた台湾とニュージーランドにおいてヒアリング調査を行うことで、軍と自治体の関係について「国際比較と日本への応用」を試みた。なお、27年度には、韓国について、追加調査を行った。そして、三カ年を通じた「理論検討」アプローチでは、日本の災害法制の論点やその根底にある法理の検討を行い（法律学からの検討）、さらに、災害時における各機関の役割・連携体制のあり方の理論化を図る（行政学からの検討）ことで、危機管理研究の豊富化に寄与するとともに、将来の大災害に向けた提言をめざした。

本研究は、行政学、政治学、行政法を主たる研究領域とする4名の研究者によって実施され、専門性と多角的な視座に基づく検討がなされ、より実効的な政策の提案が可能になったと考える。

なお、本研究における3つのアプローチの手法、各年度における研究の内容および研究分担者間の役割分担は以下の通りである。

平成25年度

「サーベイ調査」アプローチ：大災害発生時に自治体と自衛隊が機能的・有機的に連携するうえでの課題を抽出し、一般化・理論化を図るためには、被災地における自治体と自衛隊の連携体制の実態について、広く実証的なデータを得ることが不可欠となる。そのため、当該年度においては、次年度に実施するアンケート調査票の作成を進めるとともに、その有効性を高めるために、パイロット調査として被災自治体及び災害派遣を実施した自衛隊部隊へのヒアリングを行った。

ヒアリング先としては、被災自治体にあつては岩手県大船渡市、宮城県気仙沼市、福島県新地町を、自衛隊部隊にあつては陸上自衛隊第6師団等に所属していた隊員を予定した。なお、被災自治体ヒアリングは、地方自治論を専門分野とし、自治体制度について研究を進めてきた申請者、自衛隊部隊ヒアリングは、国際政治学の分野で対外政策の実証分析を専門とし、航空自衛隊幹部学校幹部高級課程（AWC）の講師を務めるなど自衛隊の組織・制度に詳しい伊藤剛の統轄のもと、問題認識の共有を図るために、研究代表者・研究分担者全員の参加のもとで行ってきた。

「国際比較」アプローチ：本アプローチは、諸外国における軍隊の災害派遣の制度と取組みを比較し、日本における適応可能性を検証するものである。当該年度においては、次年度の海外事例調査に向けた準備として、軍の災害派遣に関する国内外の一次資料の収集を進め、日本と諸外国における制度構造の違いの把握に努めた。本調査は、伊藤剛が担当した。

「理論検討」アプローチ：すでに述べた通り、「自衛隊の自治体危機管理行政上の位置づけ」と「自衛隊の自治体危機管理における法理上の位置づけ」が十分に検討されてこな

かったことが、連携体制の理論化を遅らせた要因であった。この点に対応するためには、行政学と法律学の両面からの検討が求められる。すなわち、行政学からは、災害時における各行政機関の役割や連携体制を体系的に捉え、従来明確化されてこなかった自衛隊の役割を理論的に位置づけることが求められる。また、法律学からは、現行の災害法制の論点や不備を精査する必要性があるのみならず、シビリアン・コントロールと災害派遣の関係性など、自衛隊の危機管理における法理上の位置づけを検討し、災害派遣を積極的に位置づける必要がある。以上の観点から、平成25年度及び26年度において、国内外の先行研究の整理及び検討を進め、本研究の理論的土台の構築を図った。

なお、前者は、申請者に加えて、総務省自治行政局行政課長、総務省消防庁国民保護・防災室長等を歴任し、申請者とともに災害時の自治体行政システムに関する研究を進めてきた幸田雅治が、後者は、行政法、公務員法を専門分野とし、自治体法務のあり方を研究してきた田村達久が担当することで、行政学と法律学の知見の融合を図った。

平成26年度

「サーベイ調査」アプローチ：平成26年度においては、パイロット調査を踏まえて、東日本大震災によって大きな被害を受けた沿岸部の自治体（5県51市町村）を対象としたアンケート調査を実施することで、東日本大震災において、自治体と自衛隊の連携体制にいかなる障害・課題があったのかを抽出した。具体的には、各自治体の被災状況（特に、市町村役場の機能減衰度）や災害派遣要請権限を有する県の対応状況と、被災現場における自治体と自衛隊との連携状況や課題との相関関係を分析することで、連携の阻害要因を実証的に明らかにすることを試みた。本調査は、申請者及び幸田雅治が担当した。

「国際比較」アプローチ：平成26年度は、台湾、ニュージーランドを調査地として海外ヒアリング調査を行った。この2か国では、近年において、大地震による地震災害を経験しており、ヒアリングによって軍隊の災害派遣の制度と実態の両面から調査することができた。なお、調査地の選定にあたっては、日本との比較検討に耐えうるよう、民主化や分権化の進展度合いも勘案している。海外ヒアリング調査では、前年度の予備調査を踏まえて、各国の災害派遣制度がいかに機能したかに加えて、具体的には、人的ネットワークの形成を図る仕組みの存在、平常時における訓練等の推進状況、軍隊の派遣に対する住民意識といった、自治体と軍隊の連携を促進する諸要因について綿密な調査を行うことで、各国の特徴の把握と日本への適応可能性を探ってきた。なお、本調査は、本研究の最終目的である政策提言を行ううえで重要な示唆を得るものであるため、研究代表

者・研究分担者全員の参加のもとで行った。
平成 27 年度

平成 27 年度は、上記の 3 つのアプローチによって得られた知見をまとめ、自治体と自衛隊の連携体制の理論化を図るとともに、研究成果の発表順義を薦めてきた。これらの研究年度内の成果発表については、次年度にずれ込むものもあるが、2016 年内には、学会発表、研究成果についてなお出版が行われることとなっている。

本研究にあたっては、研究領域が異なる 4 名の研究者による共同研究であることから、各ヒアリング調査時に意見交換を行うほか、3 ヶ月に 1 回の研究会議を開催し、各アプローチの成果共有を図る。また、ヒアリング調査・アンケート調査を実施するにあたっては、2 名の研究協力者の助力を得た（山岸絵美理：明治大学政治経済学部助教、三浦正士：明治大学大学院博士後期課程 4 年）の全面的協力を得た。両名は、研究代表者の指導を受けた経緯があり、行政学・地方自治論を専攻している。これまでに研究代表者が、自治体を対象に実施した調査設計及び集計を補佐するなど、アンケート調査等のノウハウを有している。また、三浦は、「日本都市センター研究室」の研究員を務めており、同研究室がもつ知見を提供し、連携することについても助力を得た。なお、両者は、「大規模災害時の災害派遣の連携と多様性」（日本政治学会、立命館大学 2016 年 10 月 2 日予定・公募採択済み）のテーマで、本研究の成果の一部を発表する予定である。

4. 研究成果

研究初年度の計画では、東日本大震災を受け、大災害発生時に、自治体と自衛隊が機能的・有機的に連携する上での課題を抽出し、被災地における自治体と自衛隊の連携体制の実施について、広く実証的なデータを得ることをめざした。また次年度に実施を予定している自治体アンケート調査の準備作業として、自治体におけるパイロット調査を実施することが予定されていた。それらをふまえ、2013 年度においては、以下の調査を実施した。

自衛隊関係者からのヒアリング、被災自治体へのヒアリングである。に関しては、東日本大震災時に、被災地に派遣されて活動した陸上自衛隊、航空自衛隊の関係者から、自治体行政との連携の仕組みやその課題について詳細なヒアリング調査を行った。また、

については、以下のようなヒアリングを実施した。ヒアリング対象とした自治体は、宮城県庁、宮城県亘理町、陸前高田市、大船渡市、遠野市である。いずれも被災自治体であるが、市役所が壊滅的な被害を受けた陸前高田市、被害は大きいものの、市役所は被災しなかった大船渡市と亘理町、被災地支援の後方支援基地として大きな役割を果たした遠野市、そして自衛隊との調整の役割を持つ宮城県庁といった特徴がある。とくに、被害状

況が深刻であった陸前高田市では、行政職員に加えて、消防関係者、消防団にもヒアリングを行った。自衛隊の被災地活動においては、住民組織や消防団などとの連携がどのようなものであったのかも重要な論点であるからである。こうした調査実績に加え、研究メンバーによって行われた研究会では、自治体と自衛隊の法制度をめぐる現状や不備についての議論を行い、さらには、国際比較のための調査実施の在り方について、論点を整理した。なお、これらの議論は、ヒアリング調査に先立って行われ、ヒアリング調査実施における調査項目として整理されたことを付記しておきたい。

初年度に予定されていた調査項目は、ほぼ予定通りに実施することができた。とくに自衛隊関係者からは、貴重な情報を多数得ることができた。文献・資料を通じて得た知見と共に、具体的な課題を探ることができたと考える。また、自治体調査からは、被災地において、自衛隊との連携がどのようなものであったのか、さらにどのような課題を持っていたか等について、知見を得ることができた。こうした調査の実施は、当初予定していた「サーベイ」調査アプローチの内容を、ほぼ充足させるものであり、自治体アンケート調査に十分に資するものとなっている。また、二年度目には国際比較調査が予定されていたが、それらを実施する際の留意点や比較の視座も獲得することができたと考えている。

研究 2 年目には、海外調査を実施し、日本と同様に、大規模地震に見舞われ、大きな被害を受けた台湾とニュージーランドに出向き、ヒアリング調査を行った。台湾では、過去に地震で被害を受けた南投県、台中市を訪れ、台湾における地震への対応と自治体の取り組みを、そして、内務部で、国としての防災体制についてヒアリングを行い、多くの知見をえることができた。日本とは異なる軍と自治体の関係についての知見も得られ、持ち帰った関係法令や資料等を精査した。一方、ニュージーランドについても、大規模地震に直面し、大きな被害を出したクライストチャーチ市役所を中心に、ヒアリング調査を行った。依然として、中心市街地は災害からの復旧が進んでおらず、カンタベリー大学の状況や研究者らのヒアリングから、被害の深刻さがうかがえた。ニュージーランドでは、軍や自治体のみならず、市民や企業、各種団体などを含めた防災体制の確立が進められており、頻発化する地震等の激甚災害に対する備えが進んできており、今後の日本の防災体制においても求められている行政・民間の連携や、協働体制についても、示唆をえることができた。こうした海外調査をふまえ、日本の状況との比較検討が可能となった。

研究の最終年度では、遅れていた自治体アンケート調査を実施した。初年度のパイロット調査等をふまえた自治体調査である。さらに効果的な調査実施に向けた、数度にわたる

研究会を行って論点を整理した。初年度の研究では、自治体と自衛隊の連携については、阪神淡路大震災以降、かなり法制度整備がなされ、連携体制が強化されたと考えたが、その一方で、東日本大震災の被害が、広範かつ甚大なものだっただけに、その体制が十分なものであったとはいえない現状も垣間見ることができた。以下にアンケート調査について、概略を記しておく。

この調査では、過去の災害派遣における自治体と自衛隊の連携状況を把握するため、全都道府県と、2004年4月1日以降に災害救助法の適用を受け、かつ当該災害に関して自衛隊に災害派遣要請を行った都道府県内の市町村に対してアンケート調査を行い、22都道府県、148市町村から回答を得ることができた。

この調査では、まず、自衛隊の災害派遣のあった市町村の76.1%が、都道府県に対して災害派遣要請の要求を行い、また災害派遣要請を行った都道府県の73.7%が、市町村の要求を受けて自衛隊に要請を行っており、市町村側の要望が自衛隊の災害派遣の前提となっている場合が多いことが明らかとなった。

また、自治体と自衛隊の協議・調整の回路に注目すると、都道府県では、災害対策本部に自衛隊が参加する(57.9%)ないし都道府県と自衛隊のそれぞれに連絡担当が置かれる(47.4%)ことが多い。次に、市町村では、都道府県と同様に災害対策本部に自衛隊が参加した割合が大きい(40.2%)一方で、災害対策本部とは別に連絡所・調整本部等の協議の場を設けている割合が都道府県と比べて大きくなっており(33.7%)。都道府県と市町村では自衛隊との協議・調整の仕組みが少なからず異なっていることが垣間見えた。また、市町村アンケートでは、都道府県を介して自衛隊と協議・調整を行ったと回答する割合が小さくなっており、災害派遣要請権限こそ都道府県が有しているものの、実態として市町村が独自に自衛隊と協議・調整を行っている場合が多いことが実証的に明らかとなった。なお、自衛隊に期待する活動内容について、都道府県と市町村ともに、「被災者の捜索」や「被災者の救助」と回答した割合が大きい一方で、市町村においては、都道府県では回答の割合が小さい「道路の啓開」や「炊き出し・入浴等の支援」の割合が大きくなっており、双方のニーズの違いが鮮明となっている。この結果は、都道府県レベルの協議・調整のみならず、市町村レベルの協議・調整が重要であることを示す証左となるとともに、自衛隊の災害派遣の三要件、とりわけ非代替性の解釈が被災現場において問題になっていることを示すものとして注目される。

さらに、本アンケート調査では、地図情報の統一といった「被災情報を共有するためのプラットフォームの整備」や「都道府県、市町村、警察、消防、自衛隊の役割分担の明確

化」を、自治体と自衛隊が連携を図るうえでの課題として抽出することができた。このほか、市町村アンケートでは、自由記述において、市町村が自衛隊に直接災害派遣要請を行うことのできる制度の必要性に言及する回答が少なくない点も重要な論点となるであろう。

こうした自治体アンケート調査に加え、最終年度では、国際比較調査を追加実施した。具体的には、韓国における災害時の軍と自治体の関係について、現地ヒアリング調査を実施した。調査対象は、韓国内務処およびソウル市、京畿道である。韓国では、日本のように大規模災害が頻発する状況にはなく、また軍に対する住民や自治体の意識も大きく異なっているが、日本の災害対応などについての関心は高く、今後の制度整備や危機管理意識が高まっている。さらに、韓国特有の事情から、戦時体制下における自治体と軍の連携のあり方について、制度整備が進んでいる。国際比較調査では、ニュージーランド、台湾、韓国における状況について調査を行ってきた。その結果、日本には自衛隊の置かれている特有の状況があるものの、相次ぐ大震災で国民の意識も変化してきており、自治体との連携の必要性が高まるなか、法制度整備や具体的な対応について、引き続き、早急な整備を進める必要性のあることが痛感された。

その法制度整備についてであるが、以下のような点に留意しなければならぬ。災害に対する応急対策の措置を講じる法的な責任は、日本の災害対策・対応法制の中心にある災害対策基本法上、当該災害に見舞われた自治体、とりわけ市町村に生じるが、当該災害の程度が甚だしいものである場合に備え、当該自治体への援助の仕組みとして、各種の応援要求等の制度が定められ、その1つに、被災市町村の長が、応急措置を実施するために、当該市町村を包括する都道府県の知事に対し、防衛大臣又はその指定する者に自衛隊の派遣の要請を求める制度がある。この「指定する者」の範囲は、自衛隊の災害派遣に関する訓令3条に定められている。ただし、当該制度は、原則的には、被災市町村を包括する都道府県の知事を通じた要請制度であって、被災市町村の長が、直接、防衛大臣等に当該要請をすることは認められていない。他方、要請を受けた防衛大臣等であっても、当該要請に応えることが法律上は確定した法的義務とはされておらず、当該派遣要請に応諾するか否かは、防衛大臣等が、当該要請事案が「事態やむを得ないと認める場合」(自衛隊法83条2項)であるか否かの判断によって決定され、あるいは、防衛大臣の指定する者=指定部隊等の長にあっては、「要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し」て、部隊等の派遣等の適切な措置を執るべきことと定められている。

本研究では、文献調査等によって得られた

法制度上の規定についての知見を基本としながら、実際の運用ではどのような課題があったのかについて多面的な検討を行ってきており、一定の成果を得ることができたと考えている。例えば、東日本大震災では、救助活動や物資輸送、給水支援といった自衛隊の活動が被災地の応急・復旧を大きく助けることとなったが、このような自衛隊の活躍は、被災地の行政機能に空白が生まれた中での活動という側面が大きく、自治体と自衛隊の緊密な連携のもとで成果が挙げられたとは必ずしもいえない面がある。先に触れたように、自衛隊の災害派遣に関して、市町村長は都道府県知事に対して自衛隊の派遣要請を求める権限を有しているが、市町村長が直接自衛隊の派遣を要請することは認められていない。また、派遣後の連絡調整についても、都道府県が役割を果たすことが期待されている。一方で、東日本大震災においては、通信の途絶によって都道府県と市町村の連絡調整が困難であったことに加えて、そもそも市町村の行政機能の喪失によって、被災状況の把握すらままならないという状況が現出した。そのなかで、各市町村では、災害対策本部における連絡調整や調整会議の開催など、自衛隊との連携体制が多様なかたちで模索されたが、情報共有や連携の不足から、支援物資の輸送等の混乱や各機関の役割分担のあり方といった面で課題を残したこともまた事実である。

本研究では、東日本大震災における自治体と自衛隊の連携の実態を素描するとともに、被災地の最前線で自治体と自衛隊が有機的に連携し、「公助」を確保していくための課題を明らかにするという成果を得ることができた。その一方で、自治体と自衛隊の連携についての多くの課題があることも浮き彫りにされ、それらについての解決策を早急に検討しなければならないことも、明らかになった。本研究については、そうしたこともふまえて、得られた研究成果をふまえた継続的な研究が求められており、研究年度が終了しても、引き続き研究会を継続させることとした。既に、2016年度には、研究年度内に実施することができなかった防衛省ヒアリングを行い、数度にわたる研究会を実施した。内閣府への調査実施も予定している。研究年度内に得られた成果と、こうした研究の発展をふまえて、今秋には、日本政治学会における公募セッションでの研究報告を行う分科会を実施し（採択済み）研究の成果を世に問うこととしていることを付記しておきたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 2 件)

- 1 牛山久仁彦 (2016) 「災害対策本部の運用と課題」『マッセ OOSAKA 研究

- 紀要』第 19 号,p.p.35-49 (査読なし)
- 2 牛山久仁彦 (2015) 「自治体間連携の進展と課題 - 東日本大震災以降の課題と広域連携の展開」『ガバナンス』167 号 p.p.19-21 (査読なし)

〔学会発表〕(計 2 件)

- 1 田村達久 「自衛隊の災害派遣をめぐる法と制度」日本政治学会（於立命館大学 2016 年 10 月 2 日予定・公募採択済み）
- 2 伊藤 剛 「自衛隊からみた自治体災害派遣と国際比較」日本政治学会（於立命館大学 2016 年 10 月 2 日予定・公募採択済み）

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況 (計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

牛山久仁彦 (USHIYAMA, Kunihiko)

明治大学・政治経済学部・教授

研究者番号: 30308704

(2) 研究分担者

伊藤 剛 (ITO, Tuyosi)

明治大学・政治経済学部・教授

研究者番号: 10308059

幸田雅治 (KODA, Masaharu)

神奈川大学・法学部・教授

研究者番号: 10635460

田村達久 (TAMURA, Tatsuhisa)

早稲田大学・法文学術院・教授

研究者番号: 60304242

(3) 連携研究者 ()

研究者番号: